

■総合口座取引規定

1 総合サービス

(1) 総合サービス（以下「このサービス」といいます。）は、次の①から③までの取扱いを受けることができるサービスです。

① 通常貯金

② 定額貯金、定期貯金（預入期間が1月のものを除きます。）

③ ②の貯金を担保とする自動貸付け

(2) 通常貯金については、当行が認めた場合に限り、単独で利用することができます。

(3) 第1項②の貯金は、当行が定めるところにより、あらかじめ貸付けの担保とすることを申し出たものとして取り扱います（以下②の貯金を「自動貸付担保貯金」と、自動貸付担保貯金を担保とする貸付けを「貯金担保自動貸付け」といいます。）。ただし、現に仮差押え又は差押えを受けている自動貸付担保貯金を貸付けの担保とすることはできません。なお、自動貸付担保貯金には貸付金の担保として質権を設定します。

2 取扱店の範囲

このサービスは、当行の本支店若しくは出張所又は郵便局（日本郵便株式会社の委託を受けて当行に係る銀行代理業を行う簡易郵便局を含みます。）（以下「本支店等」といいます。）において取り扱います。ただし、取り扱わない本支店等は当行所定の方法により公表します。

3 利用の申込み

(1) このサービスの利用の申込みをしようとするときは、当行所定の書類に必要事項を記入し、記名押印（又は署名）のうえ、本支店等に提出してください。

(2) 既に通常貯金の通帳（以下「通帳」といいます。）の交付を受けている預金者が前項の申込みをする場合は、当行所定の書類に必要事項を記入し、当該通帳を添えて本支店等に提出してください。この場合、当該書類への押印（又は署名）は要しません。

(3) 前2項の申込みをする際は、当行所定の方法により振替貯金の加入の申込みをしてください。

(4) 前項の申込みをしたときは、オートスウィング（通常貯金及び振替貯金（前項により申し込まれた振替貯金に限ります。以下同じとします。）の間で、貯金の残高又は貯金の状況に応じて、所定の方法により算出された金額を振り替える取扱いをいいます。以下同じとします。）の利用の申込みがあったものとして取り扱います。

(5) オートスウィング基準額（オートスウィングによる振替を行う基準となる金額をいいます。次条、第21条及び附則において同じとします。）は、当行が認めた場合を除き、郵政民営化法に規定する預入限度額（郵政民営化法施行令に規定する二号預金に係るものをいい、当該額が変更された場合は当該変更後の額。第21条第2項

及び附則において「預入限度額」といいます。)と同額とします。

- (6) 第1項の申込みに係る振替貯金の加入の申込みに使用する印章(又は署名)は、通常貯金の届出の印鑑(又は署名鑑)と同一のものとします。

4 オートスウィング

- (1) オートスウィングは、次の場合に通常貯金及び振替貯金の間で振替を行います。

① 通常貯金から振替貯金への振替

A 通常貯金の現在高がオートスウィング基準額を超えた場合(第8条に係る預入並びにこの項②B及び次項④に基づく取扱いによってオートスウィング基準額を超えたときを除きます。)

B 振替貯金の現在高が電信振替、振込又は払出しの請求に係る金額(預金者において電信振替、振込又は払出しの料金を負担する場合には、当該料金の額を含みます。)に満たない場合

② 振替貯金から通常貯金への振替

A 通常貯金の現在高がオートスウィング基準額を下回った場合(この項①B及び次項②に基づく取扱いによって下回った場合を除きます。)

B 通常貯金の現在高(通常貯金規定第2条(預入することができる証券等)の証券等(その表示する金額による決済又は払渡しが確実なものとして当行が定めるものを除きます。以下同じとします。))による預入に係る通常貯金(当該預入の日から起算して4日(日曜日若しくは土曜日又は休日(1月2日、同月3日及び12月31日を含みます。))(以下「日曜日等」といいます。))がある場合は、日曜日等の日数を除きます。)を経過しないものに限り、以下このB及び次項①において「証券等による預入に係る貯金」といいます。)の額がオートスウィング基準額を超えている場合には、証券等による預入に係る貯金以外の貯金の額。以下次項④において同じとします。)が払戻し(この項①B及び次項②に基づく取扱いに係る払戻しを除きます。)の請求金額に満たない場合

- (2) オートスウィングによる振替の金額は、次のとおりとします。

① 前項①Aの場合

オートスウィング基準額を超える額(証券等による預入に係る貯金の額がオートスウィング基準額を超えている場合には、証券等による預入に係る貯金以外の貯金の額)に相当する金額

② 前項①Bの場合

電信振替、振込又は払出しの請求に係る金額と振替貯金の現在高との差額に相当する金額

③ 前項②Aの場合

オートスウィング基準額と通常貯金の現在高との差額に相当する金額(振替貯金の現在高が当該差額に相当する金額に満たないときは、当該貯金の現在高に相当する金額)

④ 前項②Bの場合

通常貯金の現在高と払戻しの請求金額との差額に相当する金額(振替貯金の現在

高が当該差額に相当する金額に満たない場合で、かつ、第8条に係る取扱いを行うことが可能な最高額と当該振替貯金の現在高に相当する金額との合計額が、当該差額に相当する金額以上の場合は、当該振替貯金の現在高に相当する金額)

- (3) オートスウィングによる通常貯金の払戻し又は振替貯金の払出しについては、通帳及び払戻請求書又は払出書の提出を受けず、当行所定の方法により取り扱います。

5 自動貸付担保貯金の預入等

- (1) 自動貸付担保貯金の預入をしようとするときは、当行所定の方法により、通帳を添えて本支店等に申し出てください。この場合、第14条第3項のときを除いて貯金証書を交付しないものとし、当行においてこれを保管のうえ、通帳の所定の預入明細欄に自動貸付担保貯金の預入年月日及び預入金額を記入します。
- (2) 前項の場合、通常貯金の届出の印鑑（又は署名鑑）又は通帳の所定の欄の印鑑（又は署名鑑）をもって、自動貸付担保貯金の貯金証書の印鑑（又は署名鑑）として取り扱います。
- (3) 自動貸付担保貯金の預入は、当行所定の現金自動預払機に通帳を挿入して申し込むことができます。
- (4) 自動貸付担保貯金である定額貯金（以下「担保定額貯金」といいます。）のうち同時に預入されたものの合計金額が、定額貯金規定第2条（預入金額等）第1項の2以上の預入金額の整数倍の額であるときは、当該預入金額のうち最高額のものとして1口の預入金額とします。
- (5) 自動貸付担保貯金は、一の通帳につき当行所定の件数を限度とします。この場合において、同時に預入された2口以上の担保定額貯金は、1件として取り扱います。
- (6) 第1項及び第3項のほか、自動貸付担保貯金（定期貯金にあっては定期貯金規定第4条（継続預入の取扱い）に係るものに限り、）の預入は、預金者が指定する日（当行所定の期間内に限り、）（以下「指定日」といいます。）に、通常貯金の払戻金を振り替えてすること（以下この項及び第8項において「この取扱い」といいます。）ができます。この場合、当行所定の書類にこの取扱いに係る指定日、預入金額その他の必要事項を記入し、本支店等に提出してください。なお、この取扱いによる通常貯金の払戻しに関しては、第7条第1項の規定にかかわらず、通常貯金の通帳及び払戻請求書の提出を受けず、当行所定の方法により取り扱います。
- (7) 前項の指定日における払戻しの際、通常貯金の現在高（証券等による預入に係る貯金で、当該預入の日から起算して4日（日曜日等がある場合は、日曜日等の日数を除きます。）を経過するまでのものを除きます。）が預入金額に満たないとき又は第5項で定める限度の件数を超える自動貸付担保貯金の預入を行うこととなる場合は、当該指定日に係る預入はいたしません。
- (8) この取扱いに係る指定日若しくは預入金額の変更又はこの取扱いの廃止は当行所定の期限まで行うことができます。この場合、当行所定の書類に必要事項を記入し、本支店等に提出してください。

6 預入期間等が経過した自動貸付担保貯金

自動貸付担保貯金（定期貯金規定第4条（継続預入の取扱い）又は第5条（再預入の取扱い）に係るものを除きます。）は、定期貯金にあつてはその預入期間が経過した時、定額貯金にあつてはその預入の日から起算して10年が経過した時に払い戻し、払戻金（預入期間が2年の定期貯金の場合は、中間利子定期貯金の払戻金を加えた額）の全部をこのサービスに係る通常貯金に振り替えて預入する取扱いをします。ただし、第15条第2項により自動貸付けに係る債務に充当する自動貸付担保貯金を除きます。

7 貯金の払戻し

- (1) 通常貯金の払戻し、定額貯金の払戻し又は定期貯金の払戻しの請求をしようとするときは、当行所定の払戻請求書に記名押印（又は署名）をし、通帳を添えて本支店等に提出してください。
- (2) 通常貯金から各種料金等の自動払込みをするときは、あらかじめ当行所定の手続をしてください。
- (3) 通常貯金から同日に数件の払戻しをする場合に、その総額が払い戻すことができる金額（自動貸付けを利用できる範囲内の金額を含みます。）を超えるときは、そのいずれを払い戻すかは当行の任意とします。
- (4) 同時に預入された2口以上の担保定額貯金の一部について払戻しの請求があつたときは、当該貯金の全部について払戻しの請求があつたものとして取り扱います。

8 自動貸付け

- (1) 通常貯金について、その現在高を超える金額の払戻しの請求があつたときは、払戻しの請求金額のうち現在高を超える額に相当する金額を自動貸付担保貯金（第14条第4項に基づき自動貸付けの取扱いが停止されているものを除きます。以下この条及び第11条において同じとします。）を担保として貸し付け、当該貸付金は、自動的にその金額をもって通常貯金に預入します。ただし、当該自動貸付担保貯金が定額貯金等共通規定第2条（預入することができる証券等）第1項の証券等の預入に係るものであるときは、当該預入の日から起算して4日（日曜日等がある場合は、日曜日等の日数を除きます。）を経過するまでの間は、この限りではありません。
- (2) 証券等による預入に係る通常貯金（預入の日から起算して4日（日曜日等がある場合は、日曜日等の日数を除きます。）を経過しないものに限ります。）の額は、前項の現在高に含まれません。
- (3) 第1項の貸付金及びその利子に係る債務の弁済完了前に通常貯金の払戻しの請求があつたとき（第11条により、既に貸付けの担保とされている自動貸付担保貯金以外の自動貸付担保貯金を担保として貸付けがされることとなる場合を除きます。）は、貸付金の額は払戻しの請求時における貸付金の額に当該払戻しの請求金額に相当する金額を加えた額になるものとし、当該払戻しの請求金額に相当する金額の貸付金は、その金額をもって通常貯金に預入します。

9 貸付金の金額等

- (1) 貯金担保自動貸付けの場合

① 貸付金の金額は、次の貯金の区分により当該区分に掲げる金額に90%を乗じた額の範囲内とします。

A 定額貯金

貸付けの申込みの日における定額貯金の預入金額

B 定期貯金

貸付けの申込みの日における定期貯金の預入金額

② 一の通帳における貸付金の金額は、300万円以内とします。

(2) 自動貸付担保貯金について仮差押え又は差押えを受けたときは、前項により算出される貸付金の金額については、当該仮差押え又は差押えに係る自動貸付担保貯金の全額を除外することとします。

10 貸付期間

貸付期間は、最初の貸付けの日（貸付金及びその利子に係る債務の全額が弁済されたときは、当該弁済の後における最初の貸付けの日をいいます。以下同じとします。）から2年とします。ただし、最初の貸付けの日から2年以内に自動貸付担保貯金について次に掲げる日が経過した場合は、それぞれ当該掲げる日の前日までとします。

① 定額貯金

預入の日から起算して10年が経過する日

② 定期貯金（継続預入の取扱いをするものを除きます。）

預入期間が経過する日

11 自動貸付けに係る貸付金の担保

一の通帳について2件以上の自動貸付担保貯金があるときは、最初の貸付けの日から貸付金及びその利子に係る債務の弁済の期限までの期間が最も長いものから順次、当該貯金を担保として貸付けをし又は当該貯金を担保とする貸付金を増額するものとします。なお、当該期間が同一の自動貸付担保貯金が2件以上預入されているときは、次のものから順次取り扱います。

① 貸付金の利率（担保定額貯金にあっては、当該貯金の預入の月から貸付金の貸付けの月の前月までの期間を当該貯金の預入の月から貸付金及びその利子に係る債務の弁済の月の前月までの期間とみなした場合の利率とします。）が低いもの

② 貸付金の利率が同一となる自動貸付担保貯金が2件以上預入されているときは、個別番号の大きいもの

12 貸付金の利率等

(1) 貸付金の利率は、次の貸付けの区分により当該区分に掲げる利率とします。

① 定額貯金を担保とする貸付金

担保とする定額貯金の預入の月から貸付金及びその利子に係る債務の弁済の月の前月までの期間に応じた約定利率に年率0.25%を加えた利率

② 定期貯金を担保とする貸付金

担保とする定期貯金の約定利率に年率0.5%を加えた利率

- (2) 貸付金の利子の計算は、1年を365日として日割で計算します。利子の金額は、円未満は切り捨てます。

13 自動貸付けに係る貸付金の弁済

- (1) 自動貸付けがされている場合において、通常貯金の預入があったとき又は通常貯金の利子が元金に加えられたときは、自動的に貸付金及びその利子に係る債務の弁済に必要な限度において貯金を払い戻し、当該払戻金を当該債務の弁済に充当します。ただし、証券等による預入に係る貯金にあっては当該貯金の預入の日から起算して4日（日曜日等がある場合は、日曜日等の日数を除きます。）を経過した際に充当するものとします。
- (2) 前項の場合において、払戻金の額が貸付金及びその利子の合計額に満たないときは、貸付金及びその利子の順に債務の弁済に充当するものとします。
- (3) 貯金担保自動貸付けにおいて2件以上の自動貸付担保貯金を担保として貸付けがされているときは、これらの貯金を担保とする貸付金及びその利子に係る債務のうち、次の順序に従って順次弁済に充当するものとします。
- ① 弁済の期限が最初に到来するもの
 - ② 貸付金の利率が高いもの
 - ③ 個別番号の小さいもの

14 自動貸付けの取扱いの廃止等

- (1) 自動貸付担保貯金について、自動貸付けの取扱いを廃止しようとするときは、当行所定の書類に記名押印（又は署名）をし、通帳を添えて本支店等に届け出てください。ただし、現に貸付けの担保とされている又は仮差押え若しくは差押えを受けている自動貸付担保貯金その他当行所定の自動貸付担保貯金については、廃止の届出をすることはできません。
- (2) 前項の場合において、同時に預入された2口以上の担保定額貯金の一部について廃止の届出があったときは、当該貯金の全部について廃止の届出があったものとして取り扱います。
- (3) 第1項の廃止の届出があったときは、当行所定の方法により貯金証書を交付します。
- (4) 自動貸付担保貯金について、自動貸付けの取扱いの停止又は自動貸付けの取扱いの停止の解除をしようとするときは、第1項及び第2項に準じて取り扱います。
- (5) 自動貸付けに係る通常貯金について、全部払戻しの請求があったとき、通常貯金規定第14条（全部払戻し等）第4項から第6項までにより全部払戻しとされたとき又は当行所定の取扱いがあったときは、第1項の廃止の届出があったものとして取り扱います。

15 自動貸付担保貯金等による弁済等

- (1) 貸付金の貸付期間内に自動貸付担保貯金につき払戻し（定期貯金規定第4条（継続預入の取扱い）による継続預入の取扱いは除きます。）の請求があったとき又は

定額貯金規定第10条（貯金の払戻し等）第6項、定期貯金規定第15条（貯金の払戻し等）第6項、財産形成定額貯金規定第7条（10年経過前の払戻し）第7項、財産形成年金定額貯金規定第10条（年金の支払以外の目的のための貯金の払戻し）第5項若しくは財産形成住宅定額貯金規定第6条（貯金の払戻し）第6項により全部払戻しとされたときは、当該払戻金の金額は当該自動貸付担保貯金のその時における現在高からその時における当該貸付金及びその利子の合計額に相当する金額を控除した金額とし、当該貸付金及びその利子に係る債務の弁済の期限はその時となるものとし、その控除された金額はその債務の弁済に充当します。

- (2) 貸付金の貸付期間が経過した場合において、その時まで貸付金及びその利子に係る債務の弁済がないときは、当該自動貸付担保貯金は、当該貸付金及びその利子に係る債務の弁済に充当することができるものとします。この場合において、自動貸付担保貯金に関する契約は消滅します。

16 貸付金の金額の制限

- (1) 貸付金の総額が第9条の額を超えたときは、その旨及び当該貸付金の総額が同条の額以内の金額となるように当該貸付金の一部を返還しなければならない旨を、通常貯金の預金者に通知します。
- (2) 前項の通知を発した日から1か月以内に当該通常貯金の預金者が貸付金の一部を返還しないときは、当行は、当行所定の方法により貸付金のうちその貸付けにより貸付金の総額が第9条の額を超えることとなったもの及びその利子に係る債務の弁済の期限を繰り上げ、貯金担保自動貸付けにあっては当該自動貸付担保貯金を当該貸付金及びその利子の債務の弁済に充当します。この場合において、自動貸付担保貯金を債務の弁済に充当する場合にあっては当該担保貯金に関する契約は消滅します。
- (3) 前2項にかかわらず、当行は、自動貸付担保貯金について仮差押え又は差押えを受けた場合において、貸付金の総額が、「貸付けの申込みの日における」とあるのを「当該仮差押え又は差押えを受けた時点における」と読み替えて適用する第9条の額を超えることとなるときは、直ちに当該超える金額の支払を求められます。

17 返還金の通常貯金への預入

第15条第2項及び前条第2項により自動貸付けに係る債務に充当した際に生じた返還金は、自動的にその額をもって自動貸付けに係る通常貯金に預入します。

18 届出事項の変更等

- (1) 通帳若しくは印章を失ったとき又は印章、氏名、住所その他の届出事項（法令に定める取引時確認の際に届け出た事項を含みます。）に変更があったときは、当行所定の方法により、直ちに本支店等に届け出てください。この届出の前に生じた損害については、当行及び日本郵便株式会社（同社が当行に係る銀行代理業を委託した者を含みます。）（以下「当行等」といいます。）は責任を負いません。

- (2) 通帳を失ったとき、通帳が汚染若しくはき損されたとき又は印章を失ったときの貯金及び利子の払渡し又は通帳の再交付は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおくことがあります。

19 印鑑照合

払戻請求書その他の書類に使用された印影（又は署名）を通常貯金若しくは自動貸付担保貯金の届出の印鑑（又は署名鑑）又は通帳の所定の欄の印鑑（又は署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそれにより生じた損害については、当行等は責任を負いません。ただし、通帳の盗難により他人に当該通帳を不正に使用され生じた払戻しについては、預金者（個人（個人事業者を含みます。））に限ります。）は、当該不正な使用に係る払戻しに相当する金額について、第25条の各規定により補てんを請求することができます。

20 貸付金等の即時弁済

- (1) 次の各号の一にでも該当した場合に、自動貸付けに係る貸付金及びその利子に係る債務があるときは、当行から請求がなくても、それらを支払ってください。
- ① 支払の停止又は破産手続の開始若しくは民事再生手続の開始の申立があったとき
 - ② 相続の開始があったとき
- (2) 次の各号の一にでも該当した場合に、自動貸付けに係る貸付金及びその利子に係る債務があるときは、当行から請求があり次第、それらを支払ってください。
- ① 仮差押え又は差押えの命令、通知が発送されたとき
 - ② その他債権の保全を必要とする相当の事由が生じたとき

21 オートスウィング基準額の変更

- (1) オートスウィング基準額を変更しようとするときは、当行所定の書類に必要事項を記入し、通帳を添えて本支店等に届け出てください。
- (2) オートスウィング基準額は、通常貯金及び通常貯蓄貯金の総額が預入限度額以内となるために必要な金額の範囲内で変更することができます。

22 総合サービスの廃止等

- (1) 通常貯金又は振替貯金について、次に掲げる場合には、このサービスを廃止することができるものとします。この場合、振替貯金に係る解約の請求及びオートスウィングに係る廃止の届出があったものとして取り扱うことができるものとします。
- ① 全部払戻しの請求があったとき
 - ② 通常貯金規定第14条（全部払戻し等）第4項から第6項まで又は振替貯金口座規定第29条（解約）第4項若しくは第5項により全部払戻し又は解約とされたとき
 - ③ 当行所定の取扱いがあったとき
- (2) 通常貯金又は振替貯金について、通常貯金規定第13条の2（取引の制限等）第1項から第5項まで若しくは同規定第14条（全部払戻し等）第4項から第6項まで又

は振替貯金口座規定第28条の2（取引の制限等）第1項から第5項まで、同規定第29条（解約）第4項若しくは第5項により取引の制限又は取扱いの停止がされたときは、当該取引制限又は停止がされている期間中、このサービス及びオートスウィングについても停止することがあります。

23 譲渡、質入れ等の禁止

- (1) 通常貯金、定額貯金又は定期貯金等その他この取引に係る一切の権利及びこの取引の通帳は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること又は第三者に利用させることはできません。
- (2) 当行がやむを得ないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

24 保険事故発生時における預金者からの相殺

- (1) 当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、自動貸付担保貯金は、その満期日が未到来であっても、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り、当該相殺額について期限が到来したものとして相殺することができることとします。なお、自動貸付担保貯金が自動貸付けの担保となっている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続によるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には、充当の順序及び方法を指定のうえ、通帳は適宜の場所に届出印を押印して直ちに本支店等に提出してください。ただし、自動貸付担保貯金の相殺をすることにより、貸付金の総額の制限を超えることとなる場合には、当該制限を超えることとなる金額については優先して貸付金及びその利子に充当するものとします。
 - ② ①による指定がない場合には、当行の指定する順序及び方法により充当します。
 - ③ ①による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は、遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序及び方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利子、遅延損害金等については、次のとおりとします。
 - ① 自動貸付担保貯金の利子の計算については、当行の当該各取引の規定によるものとします。
 - ② 借入金等の債務の利子及び遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等は支払を要しないものとします。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については、当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において、借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときは、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等

について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

25 規定の適用

このサービスには、この規定のほか、「通常貯金規定」、「振替貯金口座規定」、「定額貯金規定」及び「定期貯金規定」の各規定が適用されます。ただし、各規定とこの規定とで相違が生じる場合には、この規定が優先して適用されるものとします。

26 通常貯蓄貯金への適用

- (1) この規定は、第1条第1項①の通常貯金に代えて通常貯蓄貯金を利用する場合にも適用されます。この場合、第1条第1項②及び③、同条第3項、第5条、第6条、第7条第1項（通常貯金の払戻しに関する部分を除きます。）、同条第2項から第4項まで、第8条から第17条まで並びに第20条は適用されません。
- (2) 通常貯蓄貯金の利用に当たっては、第4条第1項中「通常貯金規定第2条（預入することができる証券等）」とあるのは「通常貯蓄貯金規定第2条（預入することができる証券等）」と、第22条第1項中「通常貯金規定第14条（全部払戻し等）第4項から第6項まで」とあるのは「通常貯蓄貯金規定第13条（全部払戻し等）第4項から第6項まで」と、第22条第2項中「通常貯金規定第13条の2（取引の制限等）第1項から第5項まで若しくは同規定第14条（全部払戻し等）第4項から第6項まで」とあるのは「通常貯蓄貯金規定第12条の2（取引の制限等）第1項から第5項まで若しくは同規定第13条（全部払戻し等）第4項から第6項まで」と読み替えるものとします。

27 規定の改定

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行所定のホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、2019年4月2日から実施します。

（経過措置）

- 2 第21条第1項の規定にかかわらず、この改正規定の実施の時に存在する通常貯金及び通常貯蓄貯金については、当行が認めた場合を除き、この改正規定の実施の時にオートスウィング基準額が預入限度額と同額に変更されたものとして取り扱います。

附 則

（実施期日）

この改正規定は、2024年4月1日から実施します。